

# 糖尿病・高血圧症・脂質異常症で通院中の患者さまへ

\* 特定疾患療養管理料から生活習慣病管理料への移行についてのお知らせ \*

2024年6月1日から施行される診療報酬改定に伴い、これまで当院で算定してきた『特定疾患療養管理料』から、糖尿病・高血圧症・脂質異常症のいずれかを主病で通院する患者さまにおかれましては2024年6月1日から新たに『生活習慣病管理料』を算定させていただくこととなりました。それにより対象疾患で通院中の患者さま個人に応じた療養計画書を作成しお渡しいたしますが、初回作成時および内容変更時には患者さまのご署名が必要となりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

## ◆ 患者さまの自己負担額について

現行	
再診料	73点
外来管理加算	52点
特定疾患療養管理料	225点
処方箋料	68点
特定疾患処方管理加算	66/18点
合計	484/436点
自己負担	1,460/1,310円

2024年6月以降	
再診料	75点
—	—
生活習慣病管理料	333点
処方箋料	60点
—	—
合計	468点
自己負担	1,410円

※年齢、保険の種類、その他診療内容や加算によって自己負担額は異なります

## ～長期処方・リフィル処方せんについて～

当院では患者さまの状態に応じ、「28日以上 of 長期の処方を行うこと」・「リフィル処方せんを発行すること」のいずれの対応も可能です。※長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて医師が判断いたします。

### リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せんです。

### リフィル処方せんの留意点

- 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。(最大3回まで)
- 投与量に限度が定められている医薬品及び貼付剤(一部を除く)は、リフィル処方ができません。
- 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。

2024.5.24

みしま内科 院長